

新型コロナウイルス感染症に係る問合せQ&A集

更新日：2020年4月20日

No.	Q	A
1	緊急事態宣言が発令されたが、ボイラ協会が行う検査検定業務はどのようになるのか？	現状、緊急事態宣言後も当協会が行う検査検定業務は引き続き従来どおり実施いたします。
2	事業者が緊急事態宣言が発令された対象地域の整備業者へ整備依頼をしようとしており、感染等のリスクを心配しているが、対象地域から業者を呼ぶことに対して政府から通達が来ているか？	整備業者に関係する通達等の情報はございません。それぞれの事業場でご判断いただきますようお願いします。
3	緊急事態宣言区域外に所在する会社ですが、当会社は宣言区域内からの人の立入りを禁止しており、区域内の検査事務所からの検査員は立ち入ることができません。現在、検査申請は区域内の検査事務所へお願いしていますが、性能検査の受検はどうしたらよいでしょうか。	近隣の検査事務所からの検査員の派遣も可能ですので、現在申請されている検査事務所にご相談ください。なお、お申込みの希望日にご対応できない場合もございますので、ご了承願います。
4	新型コロナウイルスの影響を考え、しばらくの間来訪者の制限を検討しているが、その間に有効期間を超えてしまうケースが発生するが、その際有効期間の延長は認められるのか。	ボイラー等の検査証の有効期間を延長する措置については、基発0420第2号（ボイラ協会ホームページ お知らせ参照）に従って所轄労働局長へ申請を行ってください。
5	病院内において、訪問者の制限を設けるが、その対象者にボイラ協会の検査員が含まれた場合、性能検査が実施できず、有効期間を超えてしまう機器があるが、その場合、有効期間の延長は可能か。	同上
6	既に性能検査の申込みをしているが、整備業者で新型コロナウイルスの感染者が発生し、予定の整備が出来なくなり、性能検査が受けられなくなった場合は、どうすれば良いか。有効期間の延長は認められるのか。	同上
7	工場内で新型コロナウイルスの感染者が発生し、工場を一時的にストップした場合、その間有効期間を超えてしまった際には、対象となる機器の有効期間の延長は認められるのか。	ボイラー等の検査証の有効期間を延長する措置については、基発0420第2号（ボイラ協会ホームページ お知らせ参照）に従って所轄労働局長へ申請を行ってください。 有効期間を超えて休止するときは、休止報告を所轄労働基準監督署に提出し、使用を再開するときに労働基準監督署の使用再開検査を受けることが出来ます。
8	性能検査等の期限等について、現在、新型コロナウイルスの影響により、消防あるいは高圧ガスでは、法に基づく検査や講習の期限の一時的な緩和について検討が進められているようであるが、労働安全衛生法に係るボイラー・第一種圧力容器についても、同様な一時的な緩和の検討が進められているか否か？あれば、その情報をいただきたい。	ボイラー等の検査証の有効期間を延長する措置については、基発0420第2号（ボイラ協会ホームページ お知らせ参照）に従って所轄労働局長へ申請を行ってください。
9	性能検査等を申し込んだ検査事務所で検査員が新型コロナウイルスに感染した場合は、性能検査等を実施してもらえるのか。	検査員が感染したときは、検査事務所の業務を一時、検査の実施を停止することがありますので検査の延期等をお願いすることがあります。